岩国市介護職就職支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

　　令和６年４月１日

岩国市長　福　田　良　彦

　　　岩国市介護職就職支援給付金支給事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本市において安定的な介護保険サービスの提供を図るため、市内の介護保険サービス事業所等に介護職員として新たに就職した者に対し、予算の範囲内で岩国市介護職就職支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　介護保険サービス事業所等　介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援を行う事業所若しくは施設又は岩国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年４月１日制定）第10条第２項の規定により指定を受けた事業所をいう。

⑵　介護職員　介護保険サービス事業所等で相談又は介護に従事する者（事務員を除く。）をいう。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

　⑴　これまで介護職員として勤務した経験がない者であって、初めて介護職員として就職したもの又は過去に介護職員として勤務した者であって、離職後１年以上経過して介護職員として復職したものであること。

⑵　市内の介護保険サービス事業所等に直接雇用された者であること。

⑶　令和５年４月１日以降に就職し、市内の介護保険サービス事業所等に継続して勤務しており、その勤務期間が給付金の申請時において、１年以上３年以内であること。

⑷　公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第１項に規定する地方公務員をいう。）でないこと

⑸　給付金の申請時において、岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給事業実施要綱（令和５年４月１日制定）における介護支援専門員就労促進給付金又は岩国市介護福祉士就職支援給付金支給事業実施要綱（令和６年４月１日制定）による介護福祉士就職支援給付金の対象者でないこと。

⑹　週20時間以上又は月80時間以上勤務していること。

⑺　給付金の申請後１年以上継続して勤務する意思があること。

　⑻　本市において市税等の滞納がないこと。

　⑼　岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

　（給付金の額等）

第４条　給付金の額は、５万円とする。

２　同一の支給対象者への給付金の支給は、１回限りとする。

（給付金の申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

　⑴　岩国市介護職就職支援給付金支給申請書（様式第１号）

　⑵　誓約書（様式第２号）

　⑶　岩国市介護職就職支援給付金勤務証明書（様式第３号）

　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項第４号の書類について、提示による申請を認めることができる。

　（給付金の支給決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、給付金を支給することが適当であると認めたときは、給付金の支給の決定及び額の確定をし、岩国市介護職就職支援給付金支給決定及び額の確定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、給付金の支給が適当でないと認めたときは、岩国市介護職就職支援給付金不支給決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（給付金の請求）

第７条　給付金の請求に使用する書類は、岩国市介護職就職支援給付金請求書（様式第６号）とする。

（給付金の支給の決定の取消し及び給付金の返還）

第８条　市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。ただし、災害、病気等やむを得ない理由により継続した勤務ができなかった等、市長が特に認めたときは、この限りでない。

⑴　この要綱に定める要件を満たしていないと判断したとき。

⑵　虚偽の届出その他不正の手段により本決定を受けたとき。

⑶　その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、給付金の支給の決定を取り消したときは、給付金の支給の決定を受けた者に対し、岩国市介護職就職支援給付金支給決定取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。

３　市長は、給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、支給を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。